現場ですぐに役立つ 安全衛生Q&A

監督署に安全管理者選任報告を提出したら、次回から用紙はダウンロードをして提出してくださいと

いままで、「安全管理者選任報告」「健康診断実施報告書」「労働者死傷病報告(4日以上)」等の様式は、労働基準監督署から配付されたものや市販のものを購入して使用していました。平成23年4月1日から、厚生労働省のHPに掲載されている様式を使用できるようになっています。

言われました。方法を教えてください。

図表1の手順で、ダウンロードをすることができます。ただし、使用上の重要な注意事項が2つあります。

- ① 白色度80%以上のA4普通紙を使用する。
- ② 印刷時の設定で「ページの拡大/縮小」は、 『なし』あるいは『100%』とする。



【主な様式】

- ○総括安全衛生管理者·安全管理者·衛生管理者·産業医 選任報告
- ○労働者死傷病報告(休業4日以上)
- ○各種健康診断結果報告書
- ○
 ○
 ○
 京
 ○
 京
 下
 こ
- ○労働安全衛生規則関係
 - · 共同企業体代表者 (変更) 届
 - ·建設工事·土石採取計画届
 - · 建設物 · 機械等設置 · 移転 · 変更届
 - · 健康診断個人票
 - · 事故報告書
- ※この他の様式はHPで確認してください。

図表 1

CSP労働安全コンサルタント 二 階 堂 久

提出される様式は、機械で読取〜保存されます。 マス目の大きさや位置が変わってしまう『縮小して 全体を印刷』に設定された状態で印刷すると、エラー となり、再提出となってしまうことがあります。

建設工事で使用する様式は労働安全衛生規則関係の中に入っています。「共同企業体代表者(変更)届」等の作業所開設時に使用する様式もありますので、ご活用ください。

建設工事計画届(様式第21号)や機械等設置届(様式第20号)の記入上の注意事項を教えてください。

建設業における労働災害の防止対策として、労働 安全衛生法(以下、安衛法)第88条に基づき、事前 審査をする制度があります。これは、一定規模の工 事や一定の機械等を設置する場合、その内容をあら かじめ労働基準監督署に届け出るものです。

ご質問はそれらの表紙となるもので、記載間違い(勘違い)で一番多いものは「事業者職氏名」の箇所です。安衛法に基づく届出・報告の提出義務者は事業者となります。したがって、法人企業が提出する場合は、社判と代表者の記名押印が必要となります。図表2の記載例(原則①)、記載例(原則②)がこれに該当します。

また、基安発第2号(昭48.1.8)によれば、「…(略)報告等を行う権限が当該支店、事業場等の長に委譲されている場合には、当該事業者名を記載したうえ、当該支店、事業場等の長の職および氏名で行っても差し支えない」、とされています。図表2の記載例(通達)、記載例(JV)が該当します。土木工事はこの記載例になる場合が多いと思います。

次いで注意しなければならない事項は参画者の資

記載例(原則①)						
○○建設株式会社						
代表取締役 氏 名 印						
記載例(原則②)						
○○建設株式会社 △△支店						
取締役△△支店長 氏名 印						
記載例(通達)						
○○建設株式会社 △△支店						
取締役△△支店長 氏 名						
□□作業所長 氏名 印						
記載例(JV)						
○○・◇◇建設共同企業体						
(代表者)						
○○建設株式会社 △△支店						
取締役△△支店長 氏 名						
□□作業所長 氏名 印						

図表2

格についてです。ただ単に社内安全部の部長や課長 では要件を満たしません。

たとえば、足場の設置等は足場に係る工事の設計 監理または施工管理の実務経験3年以上あるいは一 級土木施工管理技士等の有資格者、かつ工事におけ る安全衛生の実務経験3年以上であることが必要で す。明り掘削やずい道等は一級土木施工管理技士等 の有資格者、かつ当該工事の設計監理または施工管 理の実務経験3年以上、かつ当該工事における安全 衛生の実務経験3年以上であることが必要です。詳 細は、安衛法第88条(計画の届出等)や労働安全衛 生規則(以下、安衛則)第92条を参照してください。

通常、参画者は事業者に雇用されている者が選任 されますが、安全審査を充実させるために外部の者 でも差支えないとされています (基発第647号 (昭 55.11.25))。

土木工事に着手する前に、建築物の解体を行うことになりました。石綿除去作業の種類による届出までの違いについて説明してください。

石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業は、対象によって届出が違います。図表3のうち、「14日前までの計画届出」は安衛則第90条に基づき、「あらかじめの作業届出」は石綿障害予防規則(以下、石綿則)に基づいています。

ご質問は届出まででしたが、大幅に改正された石綿則は平成21年4月1日より施行されています。掲示(石綿則第3条)、隔離・立入禁止等(石綿則第6、7、15条)、保護具の着用(石綿則第14、44、45条)、付着物の除去・隔離の措置の解除(石綿則第6、32の2、46条)等が主なものです。詳しくは厚生労働省リーフレット「建築物の解体等の作業における石綿対策―改正石綿障害予防規則の概要」で確認してください。

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会より称号使用を許可された者です。

なお、安全衛生に関する質問や疑問をメールでお寄せい ただければお答えしますので、ご活用ください。

[E-mail:webmaster@to-gisi.com]

	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業				
		けられた建築物等にお れた石綿等に係る作業	② 耐火被覆材等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)の除去の作業		- ③ ①②以外の建材
	耐火建築物又は準耐 火建築物における除 去の作業	その他の除去作業	切断等を伴う除去の 作業	切断等を伴わない除 去の作業	除去の作業
事前調査	0	0	0	0	0
作業計画	0	0	0	0	0
14日前までの計画届出	0				
あらかじめ の作業届出		0	0	0	
特別教育	0	0	0	0	0
作業主任者 の選任	0	0	0	0	0

図表 3